

政策カルテ

1. 政策の位置づけと目標

		主管課	生活安心課
政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	取組の基本方向	「日常生活の安心感を高める」ため、犯罪の未然防止の環境づくりのための「防犯対策の充実」、交通の安全確保のための「交通安全対策の充実」、火災等の被害の軽減や救急救助の向上のための「消防力・救急救助体制の充実」、災害への対応能力を高める「危機管理体制・危機対応能力の充実」、消費者被害の未然防止や救済対策の推進のための「消費生活の向上」、食品危害の未然防止のための「食品の安全性の向上」、健康危機の未然防止や拡大防止のための「健康危機管理対策の強化」、日常生活の衛生水準向上を図る「生活衛生環境の向上」に、重点的に取り組みます。
政策名	6 日常生活の安心感を高める	政策目標	地域社会や事業者、行政が連携して日常生活を取り巻くさまざまな危機に対応し、市民が、安全で安心した生活を送っています。

2. 政策を取り巻く環境と進捗状況

① 政策を取り巻く環境	国・県等の動向	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月、新型インフルエンザ発生に伴い、新型インフルエンザ対策本部が設置され、発生当初の水際対策や重症者への適切な医療提供の確保など、状況に応じた対策が講じられた。 平成21年6月、消防庁は武力攻撃等の危機発生を全国瞬時に警報するシステム(J-ALERT)の国費による全国一斉導入を決定した。 平成21年9月、消費者庁が創設、消費者安全法の施行により消費生活センターの設置が義務付けられた。 	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.防犯対策 2.交通安全 3.消防・救急 4.危機管理 5.消費生活 6.食品安全 7.健康危機管理 8.生活衛生 	③ 政策の進捗状況	政策指標(単位)	H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	進捗状況(%)	
	外部意見その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度前期外部監査において、斎場及び霊園の現場報告や市民等からのクレーム等を管理する体制の整備・管理簿等の書式化の必要性について指摘されている。また、平成21年11月の宇都宮市交通安全審議会において、交通安全教育の充実や高齢者の自転車利用者へのヘルメット着用促進について指摘されている。 議会関係では、平成21年12月議会において、新型インフルエンザ対策について、今後の対応や改善すべき課題についての検討、医療機関と連携した情報の共有や連携体制に関する一般質問があった。平成22年3月議会においては、宇都宮市地域防災計画の見直しを行うべきとの一般質問があった。また、全国瞬時警報システムが本庁舎に設置されるにあたり、消防救急無線や同報系防災行政無線などにつなげ、地域通信衛星のネットワークを構築する必要があるのではと指摘されている。 			指標① (総合計画に基づく指標)	日常生活を送るうえで、安全・安心な生活環境が整っていると感じている市民の割合	33.3	37.9	43.6			48.0	90.8%
					指標②								
					指標③								

3. 政策の評価

④ 現状と課題の分析	成果が見られる点	政策指標の進捗状況は基準値から10.3ポイント上昇しており、目標の48.0%達成に向け、進捗状況は90.8%に達する。各施策の状況については、施策指標の達成率が一定の高い数値を示しており、市民意識調査における市民満足度と重要度も高い水準を保っている。「防犯対策の充実」については、市民の重要度が高水準にある状況下において、施策指標である「人口千人当たりの刑法犯認知件数」の達成率は122%に達しており、施策に対する市民の満足度も得られている。	⑤ 今後の取組方針	総論	本市が安心して安全な地域社会を築いていくためには、地域ぐるみの活動を促進し、市民・事業者・行政の連携を強め、日常生活の安心感を高めることが重要である。本政策における指標の進捗率は高く、各施策における施策目標についても概ね達成されており、引き続き着実かつ効果的に事業を推進していくことが必要である。また、社会の実情を注視しながら、市民ニーズを的確に反映した新たな事業に積極的に取り組む。
	改善の必要点	平成21年度における「消費生活の向上」について、施策指標の実績値は、前年度と比較若干の向上は見られるが、達成率は32.5%に留まる。今後、周知・啓発方法の検討など社会の実情に即した施策の積極的な展開が必要である。また、「危機管理体制・危機対応能力の充実」については、市民意識の満足度と重要度に乖離が見られることから、市民の防災活動への参加をより一層促し、防災意識や被災時の対応能力の向上を促進させることに加え、市民の施策満足度を高める方策を実施していく必要がある。		重点施策	消費者庁が創設、消費者安全法の施行により消費生活センターの設置が義務付けられるなど、消費者行政については社会的関心が高くなっている。今般、社会問題化している多重債務対策を始めとする消費者保護の視点から、相談体制の充実や指導体制整備が求められている。また、消費者自立支援の視点から、教育の体系的推進や啓発・情報提供事業の構築が急務であり、消費生活センターには更なる高いスキルが求められている。今後、執行体制の整備に努め、施策を強化、推進していく。さらに、日常生活を取り巻くさまざまな危機に対応すべく、今回の新型インフルエンザ発生での取り組みを活かし、発生が懸念されている強毒型の新型インフルエンザを想定した模擬訓練の実施や総合防災訓練について、市民の防災意識及び危機対応能力のさらなる向上のため、実施内容について改善を図るほか、新型インフルエンザの強毒化や新たな感染症に備えた検査体制の充実などにより、実効性のある対策を検討する。

4. 政策を構成する施策一覧

No.	施策名	施策の達成状況					市民の意識			
		施策の指標(上段:総合計画に基づく指標) (下段:その他の指標)	H19:基準	H21	H24:目標	進捗状況	満足度	重要度		
1	防犯対策の充実	人口千人当たりの刑法犯認知件数(件) ※暦年統計:各年1月~12月発生分	19.1	16.4	20	122.0%	総論	犯罪の未然防止の環境づくりのより一層の推進を図り、犯罪のさらなる減少と市民の犯罪被害に遭う不安感の軽減のためには、第2次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画に盛り込んだ施策について、地域、警察等との連携を密に図りながら、着実かつ効果的に推進していくこと。	40.3%	86.0%
		日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の割合(%)	76.9	68	50	73.5%	重点事業	犯罪に強い地域社会を構築に向け、全市民的連携による取組を強化するため、地域と警察等との連携のもとで「全市一斉防犯活動」を実施すること。		
							見直し事業	市民一人ひとりの防犯力の向上のため、よりきめ細かい手法によって広報・啓発や防犯講習会を実施していくこと。		

様式 3

2	交通安全対策の充実	交通事故発生件数（件） ※暦年統計	4,332	3,503	4,000	114.2%	総論	交通安全対策の充実については、交通安全に対する市民ニーズに対応し、市民が安全で安心した生活を送れる社会の形成に向け、今後さらに交通事故発生を抑制していく必要があることから、事務事業を効果的に推進していくため、地域住民や関係機関・団体との連携を強化していくこと。	36.1%	80.3%
		交通事故死者数（人） ※暦年統計	36	22	—	—	重点事業	交通安全教育について、高齢者の交通事故を防止するため、実践的な交通安全教室を開催するとともに、交通安全教室に参加する機会の少ない高齢者に対しては、戸別訪問などによる交通安全教育を実施していくこと。		
		人口10万人当たりの交通事故発生件数 （中核市順位）	27位 (35市中)	27位 (41市中)	—	—	見直し事業	高齢化の進展にとともに、高齢者の交通事故件数が増加傾向にあることから、これまでの高齢者に対する交通安全教育の見直しを図り、より効果的な対策を実施していくこと。		
3	消防力・救急救助体制の充実	気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士数 （人）	7	12	26	46.2%	総論	迅速・的確な消防、救急、救助体制の実現のため、消防職団員の資質向上を図りながら、効率的な組織運営を行う必要がある。また、消防に対する高い市民ニーズに的確に対応するとともに、官民一体となった消防力充実のため、関係団体や事業所、市民との連携を一層強化していくこと。	45.3%	84.8%
		普通救命講習及びその他の救急指導受講者数 （人）	13,048	42,067	35,000	120.2%	重点事業	消防車両の整備事業については、消防力の充実に欠かせない要因であるため今後とも計画的に整備・更新を進めること。		
							見直し事業	消防施設整備事業のうち、消防団詰所の建替えについては、重要な防災拠点の整備であり、計画的な整備を進めていくが、詰所の建替えのあり方（建築コストの軽減等）について必要に応じ検討を行うこと。		
4	危機管理体制・危機対応能力の充実	市民の防災活動への参加状況（%）	14.4	13.8	30	46.0%	総論	危機管理体制・危機対応能力の充実については、防災訓練等各種事業の実施により、市民における危機管理意識及び対応知識の向上が徐々に図られてきている。今後は、災害発生時に正確な情報を迅速に収集・伝達し、現場での応急活動・状況報告の効率化を図るための通信システムについて、国・県の動向を踏まえながら整備を図っていくこと。	25.3%	78.3%
		自主防災会を中心とした各地区防災訓練開催数	35	38	39	97.4%	重点事業	総合防災訓練について、市民の防災意識及び危機対応能力のさらなる向上のため、実施内容について改善を図っていくこと。		
							見直し事業	自主防災会活動事業補助金について、災害対応や各地区が行う防災訓練等に対し資機材を交付するが、各地区一律に交付した資機材では、地区特性に応じた効率のよい活動を行うことは難しいため、今後、更なる資機材の追加整備などの支援が必要であり、交付方法等について検討していくこと。		
5	消費生活の向上	消費生活講座の受講者数（人）	3,638	1,786	5,500	32.5%	総論	日常生活の安心感を高めるため、消費生活の向上を図り、消費者行政を適切に行っていくために、相談体制の充実や指導体制整備など消費者の保護と、教育の体系的推進や啓発・情報提供など消費者の自立支援の両面にわたって、関係機関との連携を密にしながら、総合的にきめ細かく施策を推進していくこと。	24.3%	59.6%
							重点事業	消費生活相談については、年々複雑・多様化する相談内容に対応するため、相談員のスキルアップを継続的に行っていくこと。消費者教育については、体系化を行い、未実施世代へ実施していくための体制や新しい周知方法の整備を強化していくこと。消費者取引適正化については、法令に基づく適切な調査・指導等を行うための執行体制を整備していくこと。		
							見直し事業	消費者教育事業については、体系化を行い、未実施世代を対象を拡大するための執行体制や新しい周知方法の整備、消費者取引適正化事業については、法令に基づく調査・指導等を行う執行体制の見直しを図ること。また、リサイクル運動推進事業については、教育の体系化のなかで見直すこと。		
6	食品の安全性の向上	食品営業施設の監視率	88.88	87.97	92.5	95.1%	総論	食品の安全確保のため、食品営業施設の監視指導・食品検査体制を一層充実し、食品安全条例に基づく食品安全推進計画に掲げる食品事業者の自主衛生管理や生産から消費に至る関係者が相互に理解を深めるためのリスクコミュニケーションの実施、市民への食品危害情報の提供などの各種事業を着実に推進するとともに、突発的な事件事故にも的確に対応できるよう、安全確保対策を充実強化していくこと。	41.0%	82.8%
		監視対象施設に対する監視件数	7104	7038	8000	88.0%	重点事業	自主衛生管理認証施設の拡大による食品事業者の自主衛生管理の促進や食品危害情報等メール配信登録者の拡大による情報提供の推進、多様なリスクコミュニケーションの開催等による食品の安全知識の普及や関係者の相互理解の推進を図ること。		
							見直し事業	事業者による食品危害防止や消費者の食品安全知識の普及に関して、各種講習会や食品安全情報紙の周知方法・配布方法等を検討し、認知度を向上させること。		
7	健康危機管理対策の強化	健康危機に関する模擬訓練の実施（回）	1	1	1	100.0%	総論	市民の安全・安心を確保するため、市民の生命や健康に重大な影響を及ぼす健康危機を最小限に抑えられるよう、対策を強化することが必要である。今後想定される強毒性の新型インフルエンザや他の感染症の発生・流行に適切に対応するため、今回の新型インフルエンザ対策を踏まえ、適切な情報把握や、周知などの取組を進めていくこと。	39.8%	83.5%
							重点事業	「新型インフルエンザ対策」において、新型インフルエンザの強毒化などに適切に対応するため、国・県・関係機関との情報の共有化など連携をさらに強化するほか、模擬訓練の実施や検査体制の充実などにより、実効性のある対策を検討すること。		
							見直し事業	今回の新型インフルエンザでの取り組みを検証し、強毒型を想定して策定している新型インフルエンザ対策行動計画や対応マニュアルを再確認すること。		

様式 3

8	生活衛生環境の向上	生活衛生関係施設の監視率	41.3	39.6	52.2	75.9%	総論	市民の快適で衛生的な生活を確保するため、引き続き生活衛生施設への監視や霊園、斎場の整備、犬ねこなどの適正管理等に関する事業に取り組んでいくこと。	38.3%	69.0%
							重点事業	市民の快適で衛生的な生活を確保するため、「生活衛生環境関係施設の監視・指導」において、効果的・効率的な監視に取り組むとともに、生活衛生施設等の自主管理を促す取組を進めていくこと。また、墓地の供給及び霊園・斎場等の維持管理、整備については、市民ニーズを踏まえ、事業の展開を行っていくこと。		
							見直し事業	「動物愛護推進事業」において、犬ねこの適正飼育を進めるために、関係機関等と連携し、所有者明示に関する取組を進めること。		